

第6章 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

1. 自動車リサイクルシステムへの登録

- ①継続検査時の預託実務、②引取時の預託に関する実務、③電子マニフェスト制度による移動報告実務を行うには、都道府県知事または保健所設置市長の登録を受けていただくのとは別に、自動車リサイクルシステムへの登録が必要となります。
- 事業者登録は、すべて「事業者情報登録センター」が行います（指定整備事業者の申請は各県の自動車整備振興会経由でお願いします）
- 手続きは事業者ごとに行っていただきますが、登録は事業所単位で行います。
- 自動車リサイクルシステムへの登録が完了しましたら、システム登録完了通知書(事業所コード、初期パスワードが明記)がお手元に届きますので、その後、資金管理システムおよび電子マニフェストシステムの利用が可能になります。
- 事業所コード(12桁)は、上記①②③の各実務において、それぞれ別のコードが設定されます。

2. 実施実務・事業者タイプ別登録方法

- 上記①②③の実務と、事業者のタイプの組み合わせにより、事業者登録が下表のとおり分類されます。
- 複数の実務を行う事業者であっても、事業者登録は一度の申請で行います。
- 登録申請の際に提出いただく書類は、下表の ア ～ オ ごとに異なりますので、ご準備をよろしくをお願いします。
- 指定整備事業者の申請書類は、各県の自動車整備振興会で準備しています。

事業者の実務内容	収納方法	第3章 (継続検査時預託) におけるタイプ	第5章 (引取時預託) におけるタイプ	必要申請書類
指定整備事業者が継続検査時等預託に関する実務、引取業者としての実務(引取時預託に関する実務含む)の両方を行う場合	ア コンビニエンスストア 郵便局	Aタイプ	Aタイプ	1a 2a [3a] 4 7 8 注2
	イ 金融機関口座引落し 注1	Bタイプ	Bタイプ	1b 2b [3b] 5 6 7 8 注2
指定整備事業者が継続検査時等預託に関する実務のみを行う場合 (引取業者としての実務を行わない場合)	ウ コンビニエンスストア 郵便局	Aタイプ	—	1a 2a 4 7
	エ 金融機関口座引落し 注1	Bタイプ	—	1b 2b 5 6 7
指定整備事業者以外が引取業者としての実務(引取時預託に関する実務含む)のみを行う場合	オ コンビニエンスストア 郵便局 注3	—	Aタイプ	1a 3a 4 8

注1 Bタイプ(イ または エ)の金融機関の口座引落しを利用するには、事業者ごとの継続検査の取扱い台数が一定以上であることが条件となります。その証明は、保安基準適合証の交付実績をもとに判断することが想定されており、交付実績を証明する書類として、「保安基準適合証交付実績証明書」を各県自動車整備振興会より発行していただくことが必要となります

注2 ア または イ における 3a ならびに 3b については、指定整備事業者において同一事業者内で指定自動車整備事業の指定を受けていないが、引取業者としての実務(引取時預託に関する実務含む)を行う事業所がある場合にのみ必要

注3 引取業者として使用済自動車の引取を行う認証整備事業者の方は オ に該当

必要申請書類

1 事業者申請書 事業者としての情報をご記入いただき、捺印していただきます。	1a	リサイクル料金をコンビニエンスストア、郵便局を利用して払い込む場合
	1b	リサイクル料金を金融機関口座引落しを利用して払い込む場合
2 指定整備事業者記入書 (事業所ごとに提出が必要です) 指定自動車整備事業の指定を受けている事業所の情報をご記入いただきます。	2a	リサイクル料金をコンビニエンスストア、郵便局を利用して払い込む場合
	2b	リサイクル料金を金融機関口座引落しを利用して払い込む場合
3 引取業者記入書 (事業所ごとに提出が必要です) 指定自動車整備事業の指定を受けていない事業所(認証整備事業者や販売のみの事業所)で、引取業者としての実務を行う事業所の情報をご記入いただきます。	3a	リサイクル料金をコンビニエンスストア、郵便局を利用して払い込む場合
	3b	リサイクル料金を金融機関口座引落しを利用して払い込む場合
4 郵便局自動払込利用申込書		
5 金融機関口座預金口座振替依頼書		収納代行業者(JCB)への依頼書となります
6 保安基準適合証交付実績証明書		各県の自動車整備振興会で証明を受けてください
7 指定自動車整備事業の指定書の写し		
8 自治体への引取業者登録の登録証の写し		自動車リサイクル法施行前は、フロン回収破壊法における「第二種特定製品引取業者」の登録証の写しを申請書に添付してください

3. 契約締結について

- リサイクル料金の預託申請およびリサイクル券発行の実務については、資金管理法人[(財)自動車リサイクル促進センター]と契約締結した上で実施していただくこととなります。事業者登録をすることにより契約締結となりますので、申請書類に添付されている約款を熟読し、内容を十分ご理解の上、事業者申請書(押印必要)および必要書類をご提出ください。
- 約款は、リサイクル料金預託関連実務全体について規定されている「使用済自動車再資源化等預託金収受の業務に関する委託約款(基本約款)」と事業者タイプごとの詳細について規定されている「付属約款」で構成されています。

【付属約款の構成】

- ア 指定整備事業者兼引取業者におけるコンビニエンスストア、郵便局利用によるリサイクル料金預託関連実務委託付属約款
- イ 指定整備事業者兼引取業者における金融機関口座引落し利用によるリサイクル料金預託関連実務委託付属約款
- ウ 指定整備事業者におけるコンビニエンスストア、郵便局利用によるリサイクル料金預託関連実務委託付属約款
- エ 指定整備事業者における金融機関口座引落し利用によるリサイクル料金預託関連実務委託付属約款
- オ 引取業者におけるコンビニエンスストア、郵便局利用によるリサイクル料金預託関連実務委託付属約款

4. 今後のスケジュール(予定)

